

平成 20 年 6 月

各 位

大 阪 市

### 経営事項審査の改正に伴う取扱いについて（お知らせ）

平成 20 年 1 月 31 日付建設業法施行規則の改正により、経営事項審査（以下「経審」という。）が平成 20 年 4 月 1 日から変更されておりますが、これを受け、大阪市では以下のとおり取扱うこととしますので、お知らせします。

#### 1 平成 20 年 6 月からの経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書（以下「結果通知書」という。）の確認方法について

平成 20 年 6 月からについては、新基準・旧基準にかかわらず、入札書提出時において有効かつ最新の結果通知書により確認を行います（注）。

ただし、再審査を受けている場合（審査基準日が同一の新基準・旧基準両方の結果通知書を持っている場合）については、旧基準の結果通知書により確認を行います。

#### 2 平成 21 年度からの結果通知書の確認方法について

平成 21 年度については、新基準の結果通知書にて確認する取扱いとします。

よって、平成 21 年 4 月からの入札書提出時までに新基準の結果通知書をご用意いただく必要がありますので、決算日等を考慮し、必要に応じて再審査を受けるようにしてください。

なお、経審の再審査等に関する詳細は、建設業の許可申請の手続きを行った許可官庁にお問い合わせ下さい。

（注）大阪市電子調達システムの入札参加有資格者名簿に総合評定値が表示されますが、あくまで各有資格者の申請日時点等の数値です。最新の数値を反映したものではありませんのでご注意ください。